

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区農人橋1-4-31 Tel:06-946-8011

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-946-8727

交際費対策をしよう②

Q: 当社は交際費が多いのが悩みのたねです。何かよい対策はありませんか。

A: 法人税の改正により、6年4月1日以後開始する事業年度から、交際費については損金算入枠以内であっても、その支出した金額の10%相当額は損金算入が認められなくなりました。中小企業にとってはきびしい改正といえます。上手な節税はないものでしょうか。

交際費に含まれない費用の中に、会議に際して社内又は通常会議を行う場所において通常供与される昼食の程度を超えない飲食物等の接待に要する費用があります。これなら会議費となりますので、交際費から除かれます。

この昼食は、食堂やレストラン等で提供されるランチでもよく、酒類もビール1本程度であれば差し支えないでしょう。

また、この会議のなかには、来客との商談や打合せ等も含まれていますので、これをうまく活用することをお勧めします。得意先等の接待はできるだけ商談や打合せを兼ねて、少量の酒類を伴う程度の簡単な会食にすることです。

そして、重要なポイントでの接待のみクラブ等で行えば、交際費となる支出が少なくてすみます。また、過度な接待が減って支出自体も減少し、しかも会議費として損金に認められるので一石二鳥となります。

なお、高額なディナー等や、クラブや高級レストラン等のような場所での接待は、当然交際費になります。

